

整備計画局長 殿
各地方防衛局長

事務次官
(公印省略)

建設工事の入札・契約手続に当たって一般競争入札によらないこと
ができる提供施設の調達について（通達）

公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画について（防経工第296号。6.1.21）において別途指示することとした「本行動計画の〈具体的措置〉I.1.に規定する適用除外項目」について、建設工事の入札・契約手続にあたって一般競争入札によらないことができる自衛隊施設の調達について（防経工第3661号。6.6.22）に定めるもののほか、提供施設の整備（提供施設に係る整備の事務処理手続に関する訓令（平成20年防衛省訓令第35号）第3条に規定する提供施設に係る整備をいう。）の入札・契約手続にあつては、下記のとおり定められたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、米軍再編事業に伴う建設工事の入札・契約手続にあたって一般競争入札によらないことができる調達について（防経施第6093号。26.4.25）は廃止する。

記

- 1 〈具体的措置〉I.1.の「秘密を要する場合」における調達は、設計図書に特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項の規定により特定秘密に指定された情報が含まれる場合又は秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）第16条第1項の規定により秘に指定された場合（同条第5項の規定によりあらかじめ指定される場合を含む。）若しくは第50条に規定する秘の指定が予想される場合における工事の調達をいうものとする。
- 2 〈具体的措置〉I.1.の「緊急を要する場合」における調達は、工事の実施中に天災地変その他非常の事態が発生し、緊急の工事が必要な場合における当該緊急の工事の調達をいうものとする。
- 3 整備計画局長は、提供施設に係る整備の事務処理手続に関する訓令第7条に規定する整備工事の実施の指示に当たり、当該工事の調達が前2項の規定に該当する場合には、その旨を併せて管轄の地方防衛局長等（同訓令第3条第3項に規定する地方防衛局長等をいう。）に通知するものとする。
- 4 この通達に定めるもののほか、この通達の実施に関し必要な事項は、整備計画局長が定める。